

6 保健室の利用について

(1) 保健室の機能とは

- ① 体の成長や変化を知るためのいろいろな検査を行うところです。
- ② 救急処置をするところです。
- ③ 健康（心と体）について学習するところです。
- ④ 健康（心と体）について相談するところです。



(2) 学校で行う救急処置とは

学校で急に体の具合が悪くなった時やけがをした時は、病院に行くまでの必要な救急処置をします。また、病院に行く必要がない時は、手当の仕方を指導したり、休養させたり、基本的な生活習慣等について保健指導をします。

(3) 保健室利用のきまり

- ① 保健室を利用するときは、原則担任の先生に伝えてから来室します。専科の授業の場合は専科の先生に伝えてから来室します。
 - ② 外傷の手当ては、当日のみとします。その後の手当は、原則家庭で行うか、病院での治療とします。
 - ③ 保健室での休養は原則1時間です。回復できない場合は早退の連絡をとります。
 - ④ 養護教諭不在時の利用については、担任などで判断し、その他の職員で対応します。
- ※ 原則については、例外もあります。



※早退するとき

- 担任（学年担当）または養護教諭が必ず保護者に連絡を取ります。
- 早退の場合は、基本お迎えをお願いします。

※医療機関へ引率するとき

- 担任（学年担当）または養護教諭が保護者へ連絡をします。
- 緊急の場合を除き、原則としては保護者引率とします。
- 医療機関の選定にあたっては、十分に保護者と打ち合わせをします。



(4) 感染症の取り扱いについて

- 感染症（感染性胃腸炎やインフルエンザ、溶連菌感染症など）による「出席停止」は、保護者から連絡のあった時点で学校長が判断し、その日から、「出席停止」扱いとします。必ず医師の診察を受け、診断があった場合は早めに学校へ連絡をしてください。